

1. 登録手続きに関する質問

Q1 これまで告示に基づく登録をしています。「新規登録」になるのですか。

A1 改めて新規登録が必要となります。
登録番号は、全国を通して採番され新たに付与されます。

Q2 登録手数料はいくらかかりますか。

A2 登録免許税法により、登録免許税9万円が必要です。

Q3 どのように申請するのですか。

A3 原則として、オンライン（賃貸住宅管理業登録等電子申請システム）にて申請を行っていただきます。郵送による申請も可能です。
（オンライン申請にあたっては、事前にgBizIDプライムの登録が必要です。
gBizIDについては、<https://gbiz-id.go.jp/top/>をご参考願います）。

Q4 申請書類の誓約書等は、押印が必要でしょうか。

A4 誓約書など申請書類に押印は不要です。

2. 業務等に関する質問

Q1 業務管理者は他の業務（例：専任の宅地建物取引士）との兼務は可能ですか。

A1 同じ事務所で他の業務との兼務は違反ではありませんが、他の営業所の業務管理者を兼務することはできません

Q2 重要事項説明は業務管理者が説明しないといけないのですか。

A2 必ずしも業務管理者が説明する必要はありませんが、一定の実務経験を有する者など、専門的な知識及び経験を有する者に説明させることが望ましいです

Q3 告示制度（旧制度）の時は、事業年度終了後「業務等状況報告書」を北海道開発局に提出していましたが、新法施行後（R3.6.15）も提出が必要ですか。

A3 新法においては、当該提出制度はありませんので「業務等状況報告書」を当局に提出いただく必要はありません。（告示制度（旧制度）はR3.6.15で廃止）